

2016年1月から

金融所得課税の一体化により 特定公社債等の税制が変わりました。

ポイント
1

特定公社債等の利子・分配金や、譲渡・償還損益が原則として**申告分離課税の対象**になりました。

ポイント
2

税制上、特定公社債等は上場株式等と同様の取り扱いとなり、**上場株式等との損益通算**や、譲渡（償還）損失の**3年間の繰越控除が可能**になりました。

ポイント
3

特定公社債等が**特定口座の対象**になりました。

※特定公社債等には、特定公社債(国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く)などの一定の公社債)、公募公社債投資信託等が含まれます。

※上場株式等には、上場株式、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)、ETN(上場投資証券)、公募株式投資信託等が含まれます。

※私募公社債投資信託等は本資料の対象外です。

※新生銀行では、特定公社債、上場株式、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)、ETN(上場投資証券)の取り扱いはありません。

中面でさらに詳しくご説明しておりますので、ぜひご覧ください。

上場株式等と特定公社債等の一体課税

2016年1月から、公社債等の税制が変わりました。

ポイント
1

これまで、公社債等については利子、譲渡、償還によって課税の仕組みが異なりましたが、特定公社債等については原則として**申告分離課税に統一されること**になりました。

チェック!

これまで非課税とされていた公社債、公募公社債投資信託等の譲渡益は原則として申告分離課税の対象になりました。

ポイント
2

税制上、特定公社債等は上場株式等と同様の取り扱いに統一されました。

- 上場株式等と特定公社債等の**損益通算が可能**になりました。
- 特定公社債等の譲渡(償還)損失について、**3年間繰越控除**できるようになりました。

金融所得課税の一体化の概要

2016年1月

	所得の種類	改正前	改正後
特定公社債等	・特定公社債の利子 ・公募公社債投資信託等の分配金(★)	源泉分離課税(20.315%)	いずれかを選択 ・申告分離課税(20.315%) ・申告不要*5 申告分離課税*1(20.315%) 損失の3年間繰越控除可能*2
	・特定公社債の償還差損益	総合課税(超過累進税率)	
	・公募公社債投資信託等の償還差損益(★)	源泉分離課税(20.315%)	
	・特定公社債の譲渡損益 ・公募公社債投資信託等の譲渡損益(★)	非課税	
上場株式等	・上場株式等の譲渡損益 ・公募株式投資信託等の譲渡損益(★)	申告分離課税*1(20.315%) 損失の3年間繰越控除可能*2	損益通算可能 同左
	・上場株式等の配当 ・公募株式投資信託等の分配金(★)	いずれかを選択 ・総合課税*3(超過累進税率) ・申告分離課税*4(20.315%) ・申告不要*4*5	

※上記税率は復興特別所得税、住民税を含みます。

※(★)は新生銀行で取り扱いのある商品と関係するものです。

※税制・税金について詳しくは専門の税理士または所轄の税務署までご確認ください。

*1 源泉徴収ありの特定口座で生じた譲渡損益については申告不要の選択が可能です。

*2 損失の繰越控除を行う場合は、損失が生じた翌年以降、損失がなくなるまで連続して確定申告する必要があります。取引が一切ない年であっても、確定申告が必要ですのでご注意ください。

*3 上場株式等の配当、公募株式投資信託等の分配金は、総合課税による申告の選択が可能です。

*4 内国法人の発行済み株式または出資の総数または総額の3%以上を有する大口株主等が当該内国法人から支払を受ける配当等については申告分離課税および申告不要を選択することができません。

*5 申告不要を選択した場合には、他の譲渡損失との損益通算はできません。

ポイント
3

特定口座で計算される所得の対象に、特定公社債等の利子・分配金、譲渡(償還)損益が加わりました。特定口座で上場株式等と特定公社債等と一緒に管理できるようになり、特定口座の利便性が向上しました。

特定口座で計算される所得の対象

2015年末まで

- ・上場株式等の配当
- ・公募株式投資信託等の分配金(★)

- ・上場株式等の譲渡損益
- ・公募株式投資信託等の譲渡損益(★)



2016年1月から追加

- ・特定公社債の利子
- ・公募公社債投資信託等の分配金(★)

- ・特定公社債の譲渡(償還)損益
- ・公募公社債投資信託等の譲渡(償還)損益(★)

特定口座(源泉徴収あり)であれば、2016年1月以降は特定公社債等も含めて口座内で自動的に各所得間の損益通算が行われ、確定申告することなく納税・還付が可能になりました(ただし、損失の繰越控除を行う場合や、複数口座間(他の金融機関の口座を含みます)で損益通算を行う場合などは確定申告が必要です)。

特定口座とは?

特定口座の対象となる取引について、お取引金融機関がお客さまに代わって年間の損益の計算を行い「年間取引報告書」を作成するサービスです。お客さまは年間取引報告書を使用することにより、確定申告時の負担が軽くなります。詳しくは別紙「特定口座のご案内」をご覧ください。



新生銀行において既に一般口座扱いの公募公社債投資信託は、2016年1月以降どのように管理されるのですか?

- 2015年12月30日までに**特定口座**をご開設されている場合は、2016年1月1日時点で、一般口座扱いの公募公社債投資信託の残高(受渡日基準)が、原則として**自動的に特定口座へ移管されております**(当行所定のお手続きがなされた場合を除きます。また、自動的に移管されるのは公募公社債投資信託のみです。一般口座の公募株式投資信託は移管されていません)。
- 2015年12月30日までに**特定口座**のご開設がない場合は、引き続き**一般口座扱い**です。

[よくあるご質問]

Q1 現状、一般口座扱いの公募株式投資信託も、2016年1月1日に自動的に特定口座に移管されたのですか？

A いいえ。自動的に移管されたのは一般口座扱いの公募**公社債**投資信託のみです。

Q2 2016年1月2日以降も、一般口座扱いの公募公社債投資信託を特定口座に移管できますか？

A いいえ。2016年1月2日以降は一般口座扱いの公募公社債投資信託を特定口座に移管することはできません。

Q3 新生銀行で扱っている公募公社債投資信託を教えてください。

A 2016年6月1日現在では下記の9ファンドです。

- 世界スマート債券ファンド 円投資型1306(賢人の採配)
- 世界スマート債券ファンド 円投資型1310(賢人の採配)
- BAS GAIN トラスト-GAMトレーディングII・プロテクション・シリーズ・トラスト0903(豪ドル建)
- BAS GAIN トラスト-GAMトレーディングII・プロテクション・シリーズ・トラスト0908(豪ドル建)
- クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)(2016年6月27日償還)
- 短期ハイイールド・ボンド・ファンド豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース(2016年7月8日償還)
- 短期ハイイールド・ボンド・ファンド米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース(2016年7月8日償還)
- 短期ハイイールド・ボンド・ファンド豪ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型(2016年7月8日償還)
- 短期ハイイールド・ボンド・ファンド米ドル建て(豪ドル買い予約付き)投資コース 毎月分配型(2016年7月8日償還)

※上記は本資料の作成基準日における新生銀行における取り扱い内容です。今後変更になる可能性もあります。

【投資信託一般について】

- 投資信託は、預金ではなく、**元本保証および利回り保証のいずれもありません。**
- 投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、新生銀行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は主に国内外の有価証券に投資しますので、以下に列挙するリスクや国内外の政治経済状況等の変化等により、基準価額(外国籍投資信託の場合、純資産価格)が変動し、**投資元本を割り込むことがあります。**過去の運用実績は、将来の運用成果を約束するものではなく、運用の利益および損失はすべて投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。
 - 価格変動リスク：株式、公社債など値動きのある有価証券を組入れて投資することによる基準価額の変動リスク。
 - 為替変動リスク：外国の株式や公社債などの有価証券などを組入れて投資を行う場合の、為替相場の変動の影響による基準価額の変動リスク。外貨建て投資信託の場合、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。
 - 発行者(または保証会社)の信用リスク：組入れ有価証券の発行者(または保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部機関の評価の変化やその他の信用状況の変化等の影響に基づく基準価額の変動リスク。
- 投資信託には以下の通りお客さまに直接、または間接的に**ご負担いただく手数料や費用があります。**
 - お申し込み時…申込手数料(国内籍投資信託は約定金額に対して、外国籍投資信託は申込金額に対して**税込最大3.24%**)がかかります。
 - 運用期間中…信託報酬・管理報酬(純資産総額に対して**年率・税込最大3.0%**)がかかるほか、その他信託期間中に発生する費用(組入れ有価証券の売買委託手数料、監査費用、成功報酬、投資先ファンドにかかる費用等)があり、運用状況等により変動するため、事前に料率および上限額を示すことはできません)がかかります。
 - 換金時…信託財産留保額(2016年6月14日までは基準価額に対して**最大0.7%または一万口あたり最大300円**、2016年6月15日以降は基準価額に対して**最大2.0%または一万口あたり最大300円**)や買戻し手数料(当初募集価額に対して**最大5.0%**)がかかります。これらの手数料等の合計額については、ご購入ファンド、ご購入金額、その運用状況、お客さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。ファンドごとに手数料や費用は異なります。各ファンドの手数料・費用等の詳細は契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)でご確認ください。
- 投資信託のご購入・換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ交換する場合には、上記手数料・費用のほか、当行の定める為替手数料がかかります。
- 投資信託の換金(解約・買取)については、ファンドによってクローズド期間(換金することができない期間)が設定されているものや特定日にしか換金の申し込みができないものがあるほか、換金までに相当の期間がかかることがあります。
- 投資信託をお申し込みの際には、あらかじめ最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)の内容を必ずご確認ください。
- 目論見書および目論見書補完書面は、店頭や郵送で入手いただけるほか、新生パワーダイレクトでもご確認ください(店頭で取り扱いのないファンドの目論見書および目論見書補完書面は新生パワーダイレクトでご確認ください)。なお、投資信託の取り扱いのない店舗ではご用意しておりません。
- 交付目論見書と請求目論見書が分冊となっている場合、請求目論見書はご請求いただいたお客さまにお送りしております。新生パワーコールまでご連絡ください。
- 投資信託のお申し込み・換金等のお取り扱いは新生銀行、設定・運用は投資信託委託会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。

[2016年6月1日現在]

詳細は新生銀行店頭または新生パワーコールまでお気軽にお問い合わせください。

Color your life  **新生銀行**

新生パワーコール 0120-456-007 <24時間365日受付>

投資信託の受付時間
平日 8:00~20:00 土日・祝日 10:00~18:00
※土日・祝日は照会のみ。

つながりましたら をプッシュ、つづけて をプッシュしてください。
(お電話をおかけいただく際は、店番号、口座番号、暗証番号が必要となります。)

新生パワーダイレクト www.shinseibank.com